

# 岡山市交通安全対策協議会会則

(名称および事務所の所在)

第1条 この会は、岡山市交通安全対策協議会といい、事務所を岡山市市民協働局市民生活部生活安全課に置く。

(目的)

第2条 この会は、岡山市内の交通事故防止について総合的にその要因を検討し、適切な対策を樹立推進することによって、市民の願いである交通事故のない明るい平和なまちづくりをし、岡山市の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業の推進を図るものとする。

- (1) 交通安全思想の啓蒙、安全意識の高揚に関する事業
- (2) 交通安全指導に関する事業
- (3) 交通安全施設の整備計画の立案
- (4) 交通安全に関する事項について関係行政機関との連絡及び協調
- (5) 交通事故被害者対策に関する事業
- (6) その他この会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 この会は、別表1「岡山市交通安全対策協議会委員名簿」に記載する交通安全対策推進に関係のある機関、団体の代表および学識経験者をもって構成する。

2 この会に専門の事項を調査審議するため、次の部会を置く。

- (1) 交通安全運動推進部会
- (2) 交通安全施設整備部会
- (3) 交通事故被害者対策部会
- (4) 子供・高齢者安全部会

3 部会員は、構成員（以下「委員」という。）の中から会長が指名する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
部会長	4名
副部会長	若干名
監事	2名

(役員を選任および任期)

第6条 役員は、次により選任する。

- (1) 会長は、岡山市長の職にあるものをもってあてる。
- (2) 副会長は、会長が総会にはかって選任する。
- (3) 監事は、会長が総会にはかって選任する。
- (4) 部会長、副部会長は部会員の互選によって定める。

2 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 部会長は、部会を掌握する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。

(会 議)

第8条 この会の会議は、総会および部会とする。

- 2 総会は、会長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(総会及び部会)

第9条 総会は、年一回開催し、次の事項を審議するものとする。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- (1) 事業の計画及び報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 会則の変更
- (4) その他本会の運営に関し必要な事項

2 部会は、必要に応じて、提案事項その他必要事項を審議する。

(書 記)

第10条 この会に書記若干名を置く。

- (1) 書記は関係機関職員のうちから会長が任命する。
- (2) 書記は会長の命を受けて庶務会計に従事する。

(経 費)

第11条 この会に必要な経費は、補助金その他をもってあてる。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

- 1 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関して必要な事項は、会長がこれを定める。
- 2 この会則は、昭和43年10月17日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、昭和44年5月8日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成7年7月25日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成25年7月17日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成27年6月26日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成30年7月4日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和7年7月31日から施行する。